ツ　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　12単位

⑵　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　６単位

⑶　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　６単位

ネ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからツまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

⑵　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　⑴により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

⑶　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　⑴により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

3　介護療養施設サービス

イ　療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

⑴　療養型介護療養施設サービス費（１日につき）

㈠　療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)

a　療養型介護療養施設サービス費(i)

i　要介護１　676単位

ii　要介護２　785単位

iii　要介護３　1,020単位

iv　要介護４　1,120単位

v　要介護５　1,210単位

b　療養型介護療養施設サービス費(ii)

i　要介護１　786単位

ii　要介護２　895単位

iii　要介護３　1,130単位

iv　要介護４　1,230単位

v　要介護５　1,320単位

㈡　療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)

a　療養型介護療養施設サービス費(i)

i　要介護１　616単位

ii　要介護２　724単位

iii　要介護３　883単位

iv　要介護４　1,037単位

v　要介護５　1,079単位

b　療養型介護療養施設サービス費(ii)

i　要介護１　726単位

ii　要介護２　834単位

iii　要介護３　993単位

iv　要介護４　1,147単位

v　要介護５　1,188単位

㈢　療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)

a　療養型介護療養施設サービス費(i)

i　要介護１　587単位

ii　要介護２　697単位

iii　要介護３　846単位

iv　要介護４　1,001単位

v　要介護５　1,042単位

b　療養型介護療養施設サービス費(ii)

i　要介護１　697単位

ii　要介護２　806単位

iii　要介護３　956単位

iv　要介護４　1,111単位

v　要介護５　1,152単位

⑵　療養型経過型介護療養施設サービス費（１日につき）

㈠　療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)

a　療養型経過型介護療養施設サービス費(i)

i　要介護１　676単位

ii　要介護２　785単位

iii　要介護３　933単位

iv　要介護４　1,023単位

v　要介護５　1,113単位

b　療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)

i　要介護１　786単位

ii　要介護２　895単位

iii　要介護３　1,043単位

iv　要介護４　1,133単位

v　要介護５　1,223単位

㈡　療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)

a　療養型経過型介護療養施設サービス費(i)

i　要介護１　676単位

ii　要介護２　785単位

iii　要介護３　892単位

iv　要介護４　982単位

v　要介護５　1,072単位

b　療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)

i　要介護１　786単位

ii　要介護２　895単位

iii　要介護３　1,001単位

iv　要介護４　1,091単位

v　要介護５　1,182単位